

会員事業者各位

(公社) 全日本トラック協会

(公社) 福島県トラック協会

<ご案内>

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～ 実施について

全日本トラック協会では、今年度から令和4年度まで、標記事業を実施します。

本事業は、就職氷河期世代（35歳～54歳）の求職者に対し、準中型、中型、大型のいずれかの運転免許取得とトラック運送業に関する基礎知識の講習等を無料で提供し、さらに求人のあるトラック運送会社とのマッチングにより、正社員としての就職を支援するものです。

本事業にご登録いただいた会員事業者様につきましては、優先的に本事業参加求職者へご紹介いたします。免許取得者を採用できる機会となりますので、是非とも本事業をご活用ください。（最終的な採用の可否については、通常の採用と同様に採用試験等による事業者の判断となります。）

また、現在貴社が雇用している就職氷河期世代の非正規雇用労働者も本事業の対象となります。（本事業の支援により免許を取得し正社員として採用。詳しい条件等は、下記問合せ先でご確認ください。）さらに、本事業により就職氷河期世代の方を採用した場合には、厚生労働省の「特定求職者雇用開発助成金」（資料4）の対象となります。

本事業の概要は「資料1：実施概要」及び「資料2：スキーム図」を、具体的な手続きの流れについては「資料3：登録から採用までの手続きの流れ」をご覧ください。

資料3に記載しておりますが、本事業にご参加いただく場合、ハローワークに求人票を提出（求人情報の登録）していることが前提となります。ハローワークに提出した求人票に基づき、本事業特設HPより申込登録を行ってください。

○特設HP URL <https://truck-driverlicense.jp/>

（全ト協HP トップページからのバナーからリンクしています）

※登録いただいた事業者様には、訓練生の職場見学・体験の受け入れをお願いすることとなります。ご案内については、訓練生の希望により、順次ご連絡をさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。（職場見学・体験については、本事業の協力会社「アデコ株式会社」よりご連絡いたします。）

【本事業に関するお問合せ先】

○本事業への申込み手続き、職場見学・体験等、事業に関する各種対応について
アデコ株式会社 TEL 0120-934312 椎葉(しいば)・谷口

○本事業の主旨等について

(公社) 全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

以上

令和 2 年 1 2 月
(公社) 全日本トラック協会

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
実施概要

1. 事業の目的

トラック運送業界は、今後働き方改革における時間外労働の上限規制適用により、ドライバー不足がさらに顕著になると想定されることから、未経験者でも運転可能な準中型自動車をはじめ、中型自動車及び大型自動車を運転できる免許の取得を促進し、併せて、入社後の即戦力として運転業務に必要な「物流基礎知識」や「安全運転知識」等の座学訓練を実施し、求職者の希望にあった事業者への就職を支援することで、業界が抱える人材確保対策や就職氷河期世代の人達を運転者として採用することにより、安定就労につなげることを目的とする。

2. 事業の内容

トラック運送事業者に就職を希望する求職者に対し、準中型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車免許（第1種運転免許）の資格を取得させるため、指定自動車教習所に通所させるとともに、「物流基礎知識」、「安全運転知識」等の座学訓練を実施する。

さらに貨物自動車運送事業者にて職業体験を行わせるとともに、ハローワーク及び本事業に登録した貨物自動車運送事業者への就職を斡旋する。

3. 事業の実施期間

令和 2 年 8 月～令和 5 年 3 月（3 カ年）

4. 訓練の実施規模

- ・令和 2 年度：350 人
 - ・令和 3 年度：500 人
 - ・令和 4 年度：500 人（令和 2 年度から令和 4 年度までの合計：1,350 人）
- ※各年度、上限人数に達した時点で、受付終了

5. その他

- ・本事業の求職者（訓練生）における運転免許取得費用は、厚労省からの委託費により、当協会より各教習所に直接支払われます。
- ・本事業については、人材派遣会社のアデコ株式会社の協力により実施いたします。
- ・本事業のHP <https://truck-driverlicense.jp/>

【本件にかかる問い合わせ先】

○本事業の主旨等について

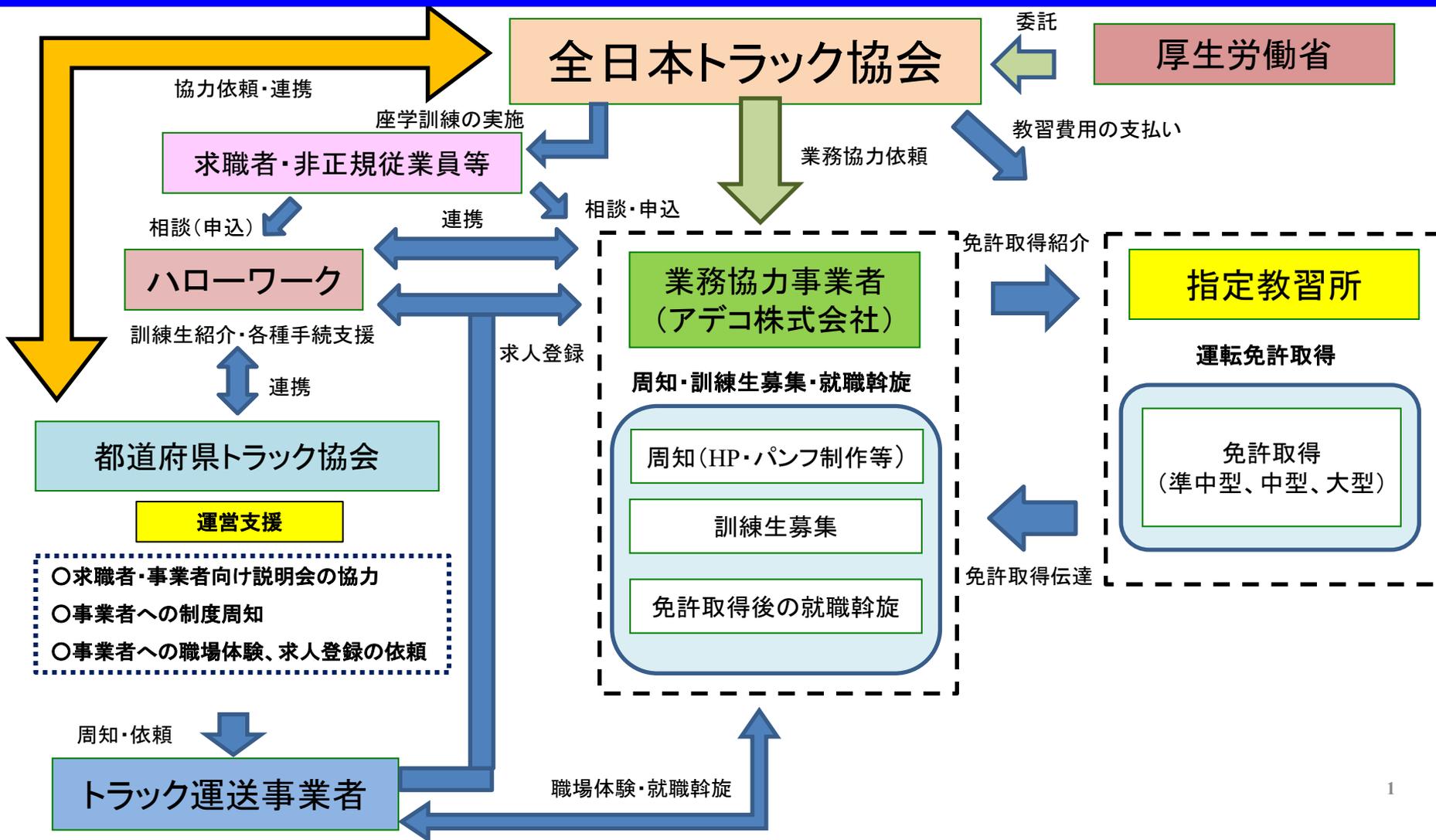
(公社) 全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

○訓練生の申込み、説明会の開催等の調整等、各種対応について

アデコ株式会社 TEL 0120-934312 椎葉(しいば)・谷口

以上

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～ スキーム図



厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～

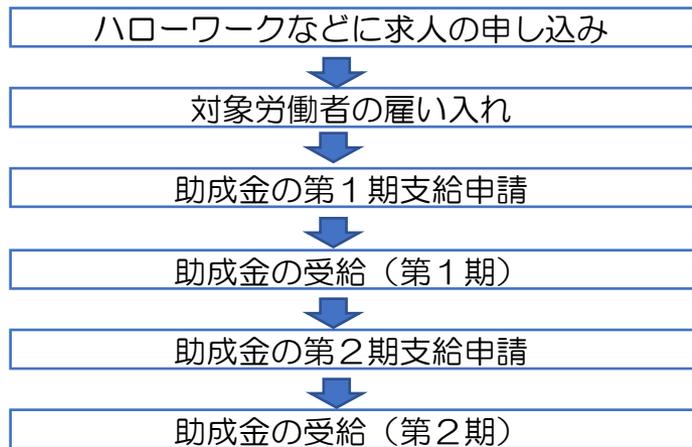
<登録から採用までの手続きの流れ(会員事業者向け)>

R3.12

流 れ		求職者(訓練生)	会員事業者	備 考
1	申込み(登録) (随時受付)	特設HPより申込	①ハローワークへ求人票の提出 (特定求職者雇用開発助成金の登録もあわせて行ってください) ↓ ②特設HPより申込 (随時申込可能)	既にハローワークに求人票を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 特設HPは全ト協 HP バナーからアクセスしてください 
2	事業説明会	求職者向け説明会に参加	事業者向け説明会に参加(任意)	各ト協会議室で開催予定 本事業への申込前に参加も可
3	キャリアコンサルティング	キャリアコンサルティングを受ける		
4	訓練① 資格取得 準中型、中型、大型 いずれかの運転免許 取得	①教習所に入所 ②運転免許試験場にて運転免許取得		
5	訓練② 座学訓練	トラック運送業に関する基礎知識等の講習を受講		
6	ミニ面接会	ハローワークと連携して開催するミニ面接会(合同会社説明会)に参加		開催は各ト協とハローワークで調整
7	職場見学・職場体験	就職を希望する事業者等への職場見学・職場体験を申込み	職場見学・職場体験の実施	訓練生の希望等により、アデコ(株)から会員事業者へ、職場見学・職場体験の実施の依頼をします。実施するプログラムの具体的内容については別途ご案内いたします。
8	採用試験・面接	就職を希望する事業者の採用試験受験を申込み	正社員としての採用試験の実施	訓練生の希望により、ハローワークから会員事業者へ、正社員としての採用試験の実施の依頼をします。

就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。
 ※就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業で運転免許を取得した求職者を採用した場合に助成されます。

利用フロー



対象となる労働者

- ◆ 雇い入れ日に①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。
- ① 雇い入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
- ② 雇い入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇い入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③ ハローワークなどの紹介の時点で失業、非正規雇用労働者である方であつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

◆ 対象となる事業主は以下の通りです。

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く)として雇用することが確実であると認めれること
- ③ 対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間(以下「基準期間」という。)に、事業主の都合による従業員の解雇(奨励退職を含む。)をしていないこと
- ④ 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%をこえていないこと
- ⑤ 対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など)

支給額

◆ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期といいます。

問合せ先

都道府県労働局、ハローワーク

※助成金申請にあたっては、上記問合せ先または厚生労働省ホームページでご確認下さい。

対象となる事業主